

概要版

ふじみ野市 総合振興計画

基本構想／前期基本計画

2008～2017

自信と誇り
そして愛着のあるまち
ふじみ野



 ふじみ野市総合振興計画

ふじみ野市総合振興計画 【概要版】

基本構想 / 前期基本計画

平成 20 年 3 月発行

発行 埼玉県ふじみ野市

編集 ふじみ野市総合政策部総合政策室

〒 356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

TEL 049-261-2611 (代)

FAX 049-266-6245 (代)

E-mail seisaku@city.fujimino.saitama.jp

URL <http://www.city.fujimino.saitama.jp>

 ふじみ野市

「自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野」の実現をめざして

平成 17 年 10 月 1 日の合併により 10 万人都市として誕生した本市は、首都圏 30 キロ圏内に位置し、土地区画整理や再開発事業による整然としたまちなみと、市の東西に広がる農地や武蔵野の雑木林などの自然が調和した快適な生活空間を備えた、魅力あるまちづくりを進めております。

本市では、人口は増加傾向にあるものの、高齢化は着実に進行しています。一方で、年少人口の割合が高くなっている地域もあります。また、高度情報化社会の到来や核家族化の進行、環境問題、地方分権の進展など、本市をとりまく状況は大きく変化しています。

このような現状や新たな課題に的確に対応するため、「協働と融和」、「安心と愛着」、「環境と活力」を基本理念とし、市民一人ひとりが、ふじみ野市に自信と誇りを持ち、ふるさと意識が育まれるようなまちづくりをめざした「ふじみ野市総合振興計画」を策定しました。

これからの 10 年間、この計画をまちづくりの指針とし、本市の将来像である「自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野」の実現に向けて、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、総合振興計画審議会委員、市議会議員並びに関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月
ふじみ野市長 島田 行雄



CONTENTS

総合振興計画策定の目的	2
総合振興計画とは	2
総合振興計画の構成	2
計画の期間	2
基本構想	3
まちづくりの基本理念	3
将来像	3
将来人口	3
将来像を達成するための 10 の視点	4
施策の大綱	4
土地利用構想	5
前期基本計画	6
大綱Ⅰ スリムで効率的な協働のまちづくり（行財政運営の分野）	6
大綱Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり（保健・福祉・医療の分野）	7
大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり（教育・文化・スポーツの分野）	9
大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり（地域社会・市民生活の分野）	11
大綱Ⅴ 環境と共生する活力あふれるまちづくり（環境・産業の分野）	13
大綱Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の分野）	15
計画の相関図	17

総合振興計画策定の目的

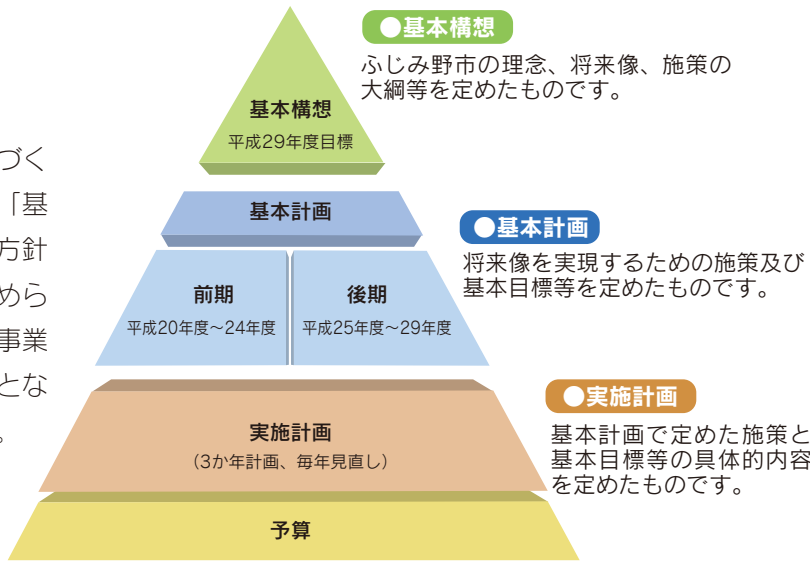
総合振興計画とは

総合振興計画とは、自治体のもっとも上位に位置づけられる重要な計画です。総合振興計画で決められた基本理念や将来像、施策の大綱に沿って、長期的な視点に立ったまちづくりが行われます。ふじみ野市誕生前の旧上福岡市、旧大井町でも、これまで総合振興計画に基づいたまちづくりが行われてきました。

現在、本市では、合併前の「上福岡市・大井町法定合併協議会」が策定した新市建設計画に基づいたまちづくりを行っていますが、ふじみ野市としての新たなまちづくりの指針として総合振興計画を策定するものです。

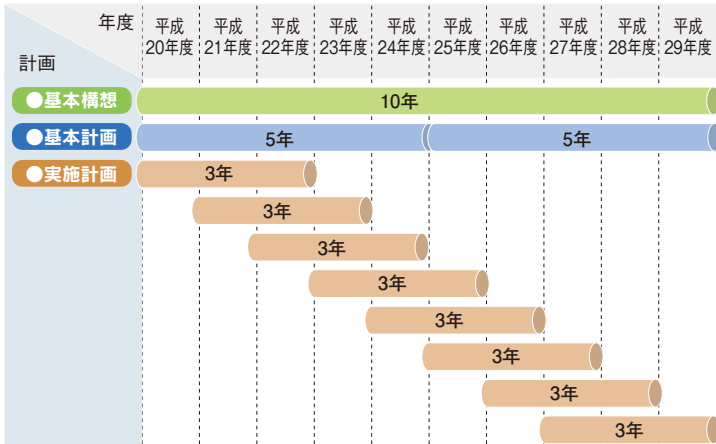
総合振興計画の構成

ふじみ野市総合振興計画は、まちづくりの基本理念や本市の将来像を示す「基本構想」、基本構想に基づいた基本方針を示す「基本計画」、基本計画で定められた施策を展開するための具体的な事業を定めるとともに、予算編成の指針となる「実施計画」による構成とします。



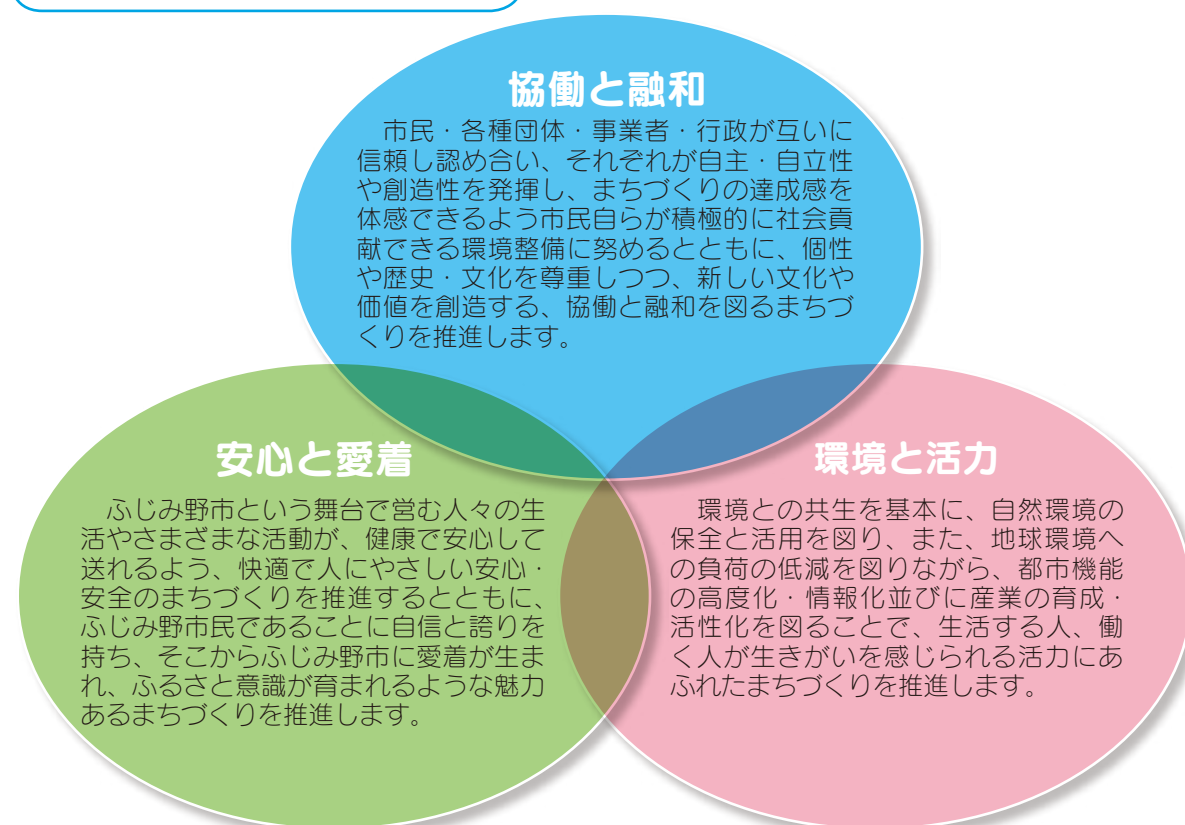
計画の期間

- 基本構想の計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 か年とします。
- 基本計画の計画期間は 5 か年とし、平成 20 年度から平成 24 年度までを前期基本計画、平成 25 年度から平成 29 年度までを後期基本計画とします。
- 実施計画は、3 か年とし、毎年度見直しを行います。



基本構想

まちづくりの基本理念



将来像

将来像は、市の将来あるべき姿を明示するもので、これからのまちづくりの目標となるものです。まちづくりの基本理念に基づき、次のように定めます。

自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野

この将来像は、市民が、これまでの歴史や文化などを尊重しながらも、新しく誕生した「ふじみ野市」のまちづくりに携わっていくことで、住んでいることに自信と誇りをもち、そこからふるさと意識が生まれ、市民にとって愛着のもてるまちになることを目指して定めたものです。

将来人口

平成 29 年の将来人口を **120,000 人**とします。
出生や死亡の自然増減のほか、転入・転出を含む社会増減、現在具体化されている開発や土地区画整理事業などによる人口増を見込んでいます。

将来像を達成するための 10 の視点

将来像を達成するために、今後 10 年間で次の 10 の視点に基づいて重点的にまちづくりを進めます。



施策の大綱

施策の大綱は、将来像を実現するために市が行う各種施策の指針となるもので、以下の 6 つの大綱に基づいて、施策の体系を形成します。

- 大綱Ⅰ** スリムで効率的な協働のまちづくり（行財政運営の分野）
- 大綱Ⅱ** 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり（保健・福祉・医療の分野）
- 大綱Ⅲ** 夢のある心豊かな学びのまちづくり（教育・文化・スポーツの分野）
- 大綱Ⅳ** 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり（地域社会・市民生活の分野）
- 大綱Ⅴ** 環境と共生する活力あふれるまちづくり（環境・産業の分野）
- 大綱Ⅵ** 個性輝く快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の分野）

土地利用構想

	公共サービスゾーン	公共施設が集中して配置されているふじみ野市役所本庁舎及び大井総合支所周辺を公共サービスゾーンと位置づけ、適切な土地利用の誘導を図ります。
	スポーツゾーン	運動公園及び大井総合体育館周辺をスポーツゾーンとして位置づけ、適切な土地利用の誘導を図ります。
	産業系土地利用促進ゾーン	無料化が予定されている富士見川越有料道路周辺を産業系土地利用促進ゾーンとして位置づけ、産業系土地利用の促進・誘導を図ります。
	住宅系土地利用	開発行為等を適切に活用するとともに、道路整備と合わせて中長期的展望にたった土地利用を図ります。
	商業系土地利用	商業・業務の中心となる地域を商業系土地利用と位置づけ、商業・サービス機能の集積を図ります。
	工業系土地利用	周辺の環境に配慮しながら、産業の集積を図ります。
	農業系土地利用	近郊型農業の特性を活かすため、優良農地の保全を図るとともに、緑地空間、観光資源として農地の保全を図ります。
	環境共生生産系土地利用	住宅、農業、工業が混在した土地利用も見られるため、既存住宅地においては、居住環境の改善・整備を図るとともに、農業、工業については、生産環境の向上が図られるように誘導します。
	緑地	中長期的な視点で自然環境の保全を推進し、憩いの場としてうるおいとやすらぎのある土地利用を図ります。



前期基本計画

大綱 I

スリムで効率的な協働のまちづくり

(行財政運営の分野)

地方分権時代にふさわしい「自己決定・自己責任」の原則に基づいて地域経営を行っていくため、市民や各種団体、事業者などの多様な主体との協働のまちづくりを進めます。

行財政改革を推進し、財政基盤の強化を図り、簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、質の高い行政サービスを提供します。

また、新たな行政課題に対応し、事務の効率化を図るために、広域行政を推進していきます。



施策の体系

1 開かれた行政運営の推進

1 協働によるまちづくりの推進

市民活動の支援、市民参加の機会の拡充を図ります。情報提供を積極的に進めるとともに、個人情報の適正な取扱いを推進するため、保護対策の強化を図っていきます。

- ①協働の仕組みづくり
- ②情報の共有化と保護

2 行財政改革の推進

1 新たな手法を取り入れた行財政運営

市民や地域の視点に立ち、総合的かつ計画的な行財政運営を推進するとともに、成果重視の行財政運営や人材育成、民間活用の推進などにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を図ります。

- ①計画的な行財政運営
- ②成果重視の行財政運営
- ③人材育成の推進
- ④サービスの向上
- ⑤民間活用の推進

2 財政運営基盤の強化

財政計画に基づき、計画的で規律ある財政運営を行います。新たな財源の確保に努めるとともに、納付方法の多様化など、徴収体制の整備・充実を図ります。

- ①規律ある財政運営
- ②財源の確保と収納率の向上

3 効率的な公共施設整備の推進

公共施設に対する市民ニーズを把握し、統廃合も含めた適正な施設の配置を検討するとともに、公共施設の維持・管理を適正に行い、施設の安全性を確保します。また、庁舎利用者の利便性の向上を図ります。

- ①施設の計画的な配置
- ②施設の適正な管理

3 広域行政の推進

1 広域行政の推進

新たな行政課題に対応し、事務の効率化を図るため、県や関係自治体間の連携を強化し、広域行政を円滑に推進していきます。

- ①関係自治体間の連携強化
- ②広域事業の推進

大綱
Ⅱ

健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり
(保健・福祉・医療の分野)

子どもから高齢者まで、だれもが健やかにいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進と医療体制の充実を図ります。

また、子育てや高齢者、障害のある人などの生活を地域ぐるみで支援していく環境づくりを進めます。

そして、老若男女や障害の有無、国籍などを問わず、だれもが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した取組みを進めます。



施策の体系

1 健康づくりの推進と医療の充実

① 健康づくりの推進

市民の健康に対する意識を啓発し、自らが健康管理を行う環境づくりを進めます。生活習慣病などに関する情報提供や健康教育・相談などを行い、生涯を通じた健康づくりを支援します。

- ①健康増進の促進
- ②啓発活動の推進
- ③食育の推進

② 保健対策の推進

各年齢層における健康管理の実践を支援するとともに、疾患の特性に応じたきめ細かい保健対策の充実を図ります。また、感染症などの予防対策を推進します。

- ①母子保健対策の充実
- ②成人保健対策の充実
- ③感染症対策の充実

③ 医療体制の整備

医療機関などとの連携を図りながら、地域医療体制の整備・充実に努めます。また、救急医療体制の充実を図ります。

- ①地域医療体制の整備・充実
- ②救急医療体制の充実

2 児童福祉の充実

① 少子化対策・子育て支援の推進

子育て親子の交流の場づくりや子育てに関する相談などの支援策を充実します。また、関係機関と連携し、児童虐待の予防と防止を図ります。

- ①子育て支援体制の充実
- ②相談活動の充実
- ③親・家庭への支援

② 子どもの健やかな成長支援

交流や体験、自主的な活動の場を提供するとともに、青少年関係団体の活動支援を行い、子どもの健全育成に努めます。また、児童センターや児童館などにおけるサービス提供体制の整備・充実に努めます。

- ①豊かな子どもの世界の構築
- ②子どもの居場所づくり
- ③地域の支援体制の充実

③ 多様な乳幼児・児童保育ニーズへの対応

多様化する保育ニーズへの対応、待機児童の解消に向けた保育体制の充実を図ります。保護者の就労などによる留守家庭児童を対象とした放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

- ①保育サービスの充実
- ②放課後児童クラブの充実

3 高齢福祉の充実

① 健康と生きがいづくりの支援

高齢者の健康増進のための体制づくりを進めるとともに、活動やふれあいの機会づくりを進めます。関係機関と連携して、高齢者の能力を地域で活かせる機会の拡大に努めます。

- ①健康の保持・増進
- ②生きがい対策の充実
- ③居住環境の整備・充実

② 地域ケア体制の整備・充実

介護や福祉医療サービスの充実に努めるとともに、高齢者が積極的に参加できる地域の自主的な介護予防・疾病予防活動が実施されるよう支援します。

- ①介護サービスの充実
- ②地域によるケア体制の整備・充実

4 障害福祉の充実

① 社会参加と自立への支援

障害のある人が自立して暮らすことができるよう、乳児から高齢者まで、生活を支援するサービスを充実するとともに、地域社会に積極的に参加することができるよう、就労機会の拡大に努めます。

- ①社会参加と自立への支援
- ②生活支援の充実
- ③障害のある児童の育成支援

② 施設の整備と機能の充実

障害のある人が身近な地域で必要なサービスを受けられるように、障害児(者)施設の整備と機能の充実を図ります。

- ①施設サービスの充実

5 地域福祉の推進

① 地域福祉推進体制の整備

住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、関係団体や市民との連携を進めながら、地域福祉を支える体制の強化を図り、地域の実情に応じて機能する地域福祉活動の充実を図ります。

- ①地域福祉推進体制の整備
- ②地域福祉活動の充実
- ③だれもが安心して生活できる地域づくり

② 保健・福祉・医療の連携

保健・福祉・医療に関わる関係機関と十分に連携を図るとともに、行政内部での取組みを横断的に進めます。

- ①関係機関との連携強化
- ②行政内部の横断的な連携

6 社会保障の充実

① 医療保険制度の充実

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度を適正に運営します。また、福祉医療サービスの充実を図ります。

- ①国民健康保険制度の健全な運営
- ②福祉医療サービスの充実

② 介護保険制度の充実

介護保険制度を健全に運営するとともに、地域包括支援センターを地域の中核機関として位置づけ、サービス提供体制の充実を図ります。

- ①介護保険制度の健全な運営
- ②介護保険サービス基盤の強化

③ 公的年金制度の充実

国民年金制度の趣旨や制度について理解と普及を図り、年金制度への適正な加入を促進します。

- ①国民年金制度の啓発

④ 低所得者福祉の充実

生活保護制度を適正に実施するとともに、被保護者の自立に向けた就労促進や生活支援などを推進し、関係団体と連携した地域支援体制の充実を図ります。

- ①低所得者への自立支援
- ②地域支援体制の充実

大綱
Ⅲ

夢のある心豊かな学びのまちづくり
(教育・文化・スポーツの分野)

市民一人ひとりのニーズに合わせて主体的に学習できる生涯学習環境の整備を推進するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、学校、家庭、地域の教育力の向上に努めます。

また、地域の文化や芸術の振興を図るとともに、新しい文化の育成を図り、市民や地域の融和を図るまちづくりを進めます。



施策の体系

1 生涯学習の推進

① 生涯学習環境の整備・充実

学校教育、社会教育との連携を図るとともに、生涯学習環境の整備・充実を図るなど、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる体制づくりを進めます。

①生涯学習の仕組みづくり

②施設の整備と機能の充実

② 生涯にわたる学習活動の支援

教育機関や企業、関係団体、地域住民などとの連携による多様な生涯学習機会の提供を通じ、市民がニーズに合わせて主体的に学習できるよう支援します。

①多様な学習機会の創設

②社会変化に応じた学習機会の提供

③ 学校教育と社会教育の連携強化

子どもを地域全体で見守り、育てるため、学校、家庭、地域の連携を促進し、「地域の教育力」の向上に努めます。また、市民の多様な学習ニーズに対応するため、民間教育機関との効率的な連携を図ります。

①地域の教育力の向上

②学校教育と社会教育の連携強化

③学校施設と教育機能の開放

2 学校教育の充実

① 健やかな心と体を育む教育の推進

学習環境を整えるとともに、各校の創意工夫のある教育活動を支援します。児童・生徒が心身ともに健全に育つことができるよう、家庭や地域との連携を図りながらきめ細かな指導・支援を行います。

①児童・生徒の健全育成

②社会の変化に対応できる教育の推進

③教職員の資質向上

④特別支援教育の充実

② 地域に開かれた特色ある学校づくり

学校応援団の充実など、地域と協働した教育活動を展開していきます。また、地域指導協力者制度の充実などを図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

①地域との連携

②開かれた学校づくり

③ 教育環境の整備・充実

学校施設及び教育関連施設・設備の計画的な維持・管理、運営を行うとともに、児童・生徒の増加に対応するため、通学区の見直しなどにより、学校規模の適正化を図ります。

①学校教育関連施設の整備・充実

②学校規模の適正化

3 社会教育の充実

① 自主的な社会教育活動の支援

生涯学習、学校教育との連携を図り、多様なニーズに対応するプログラムの提供に努めます。また、市民の主体的な学習活動や、家庭における子どもの学習活動の支援を積極的に行います。

①市民の学習機会の充実

②市民主体による社会教育の推進

③自主的な活動への支援

④家庭教育の支援

② 社会教育環境の整備・充実

社会教育施設の維持・管理を適正に行うとともに、民間や市民などとの役割分担を行い、効果的な施設運営を行います。

①社会教育施設の整備と機能の充実

②社会教育施設の適正配置

③ 青少年が自ら育つ環境づくり

地域における子どもの居場所づくりとして、遊びや学びの機会を提供するとともに、学校や地域と連携して、交流イベントなどを開催し、青少年の自主的な社会参加を促進します。

①青少年が自ら育つ環境づくり

②地域活動・社会参加の促進

③青少年活動の支援

④ 人権教育の推進

市民一人ひとりが尊重され、思いやりのある地域社会が形成されるよう人権教育を継続していきます。

①人権教育の推進

4 市民文化の振興と文化財の保存・活用

① 芸術文化の振興

さまざまな芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、活動拠点となる施設の整備・充実に努めます。市民文化の創造を図るため、市民との協働による文化イベントなどを開催し、文化意識の向上に努めます。

①芸術文化活動の支援

②鑑賞機会の充実

③市民文化の創造

④活動拠点の充実

② 文化財の保存・活用

市内の貴重な文化財や史跡を保存するとともに、市民が共有する地域の財産として、教育や文化振興のために活用していきます。

①文化財の保存

②文化財の活用

③施設の整備・充実

5 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

① 市民主体のスポーツライフの推進

各種講座の提供などを通じ、市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援するとともに、健康づくりを支援します。総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、地域と連携したスポーツ活動を推進します。

①地域スポーツの推進

②団体、指導者の育成・支援

② 活動しやすい環境の整備

市民ニーズに対応するため、各種スポーツ活動を支援します。また、各種スポーツ施設の整備・充実に努めます。

①施設の整備・充実

②多様な機会の提供

大綱
IV

安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり
(地域社会・市民生活の分野)

市民生活を支える地域コミュニティの形成を図るとともに、人権尊重意識の高揚を図り、思いやりのある心豊かなまちづくりを進めます。

また、市民の「安心・安全」を確保するための各種施策について、市民、地域、関係機関と連携して推進します。



施策の体系

1 ふれいあいの地域形成

1 地域コミュニティ活動の推進

町会・自治会や、NPO、ボランティア団体などの主体性を尊重した支援を行うとともに、団体と市の協働を進めます。また、地域コミュニティ意識の形成やコミュニティ活動拠点施設の充実を進めます。

- ①コミュニティ意識の啓発・促進
- ②コミュニティ活動の促進
- ③コミュニティ施設の整備・充実

2 平和で思いやりのある地域社会づくり

人権意識の啓発を図るとともに、市民相談の充実に努めます。平和の尊さについて市民と共に考え、次世代へ引き継ぐために、平和に関する啓発事業を推進します。

- ①人権施策の推進
- ②平和意識の高揚
- ③市民相談の充実

3 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育活動を推進するとともに、市民団体、事業者などとの協働による推進体制の確立に努めます。また、男女が共に参画する機会づくりを促進します。

- ①男女共同参画への意識づくり
- ②推進体制の強化
- ③あらゆる分野への男女共同参画の促進

4 多文化共生と国際交流・協力の推進

暮らしやすい生活環境をつくるため、外国籍市民が抱えている問題解決に取り組むとともに、国際感覚豊かな市民意識を高める観点から国際交流を深める機会を提供します。

- ①外国籍市民が暮らしやすい環境づくり
- ②国際交流・協力の推進

2 安心して暮らせるまちづくりの推進

1 危機管理体制の整備・充実

緊急時における危機管理体制の構築を図るとともに、平常時における市独自の安全管理体制を整備・充実します。また、国民保護計画に基づく関連施策を推進します。

- ①国民保護計画の推進
- ②危機管理体制の整備・充実

2 災害に強いまちづくりの推進

災害による被害を未然に防ぎ、または最小限に抑えるため、地域との協働による防災システムの維持・管理、充実を行うとともに、防災に関する意識啓発を行います。

- ①地域防災の推進
- ②防災対策の強化
- ③防災意識の高揚

3 消防・救急体制の整備

常備消防（消防署）、非常備消防（消防団）、救急の各体制について、充実・強化を図ります。また、火災・事故防止の観点から、意識啓発を図ります。

- ①消防力の強化
- ②火災予防対策の推進
- ③救急体制の充実
- ④施設の整備・充実

4 防犯対策の推進

犯罪に対する不安のない安心・安全なまちづくりのために、市民の防犯意識の高揚を図りながら、自主的な地域の防犯体制の確立を推進します。また、地域の防犯の取組みに対して積極的な支援を行います。

- ①防犯推進体制の整備
- ②防犯意識の高揚

5 交通安全対策の推進

安心・安全な道路環境の形成のために、関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全施設の整備や交通安全意識の啓発を進めます。また、駐輪場の整備などを進め、放置自転車の防止に努めます。

- ①交通安全意識の啓発
- ②交通安全施設の整備
- ③放置自転車対策

6 消費生活対策の推進

消費者が主体的に自らの生活を守れるよう、消費生活相談体制の充実を図るとともに、消費者の自立支援のための意識啓発に努めます。また、消費生活センター機能の充実を図ります。

- ①消費者の意識啓発
- ②相談体制の充実
- ③消費生活センターの機能充実

7 火葬場・斎場の整備・充実

広域事業として火葬場・斎場を整備し、適切かつ効率的な運営・管理を行うとともに、サービスの充実を図ります。

- ①火葬場・斎場の運営・管理の充実

大綱
V

環境と共生する活力あふれるまちづくり
(環境・産業の分野)

地域経済を支える産業の振興や地域特性を活かした新しい産業の育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備します。

また、自然保護に配慮し、自然と都市のバランスのとれたまちづくりを行います。

そして、循環型社会の構築に向け、市民や事業者などとのパートナーシップにより、環境にやさしいまちづくりを推進します。



■施策の体系

1 地域経済の活性化

1 産業の育成

産学公連携の推進や、企業や官公庁、教育機関などの誘致推進により、新しい産業の育成を進めます。また、人材育成に努め、起業・創業を支援します。さらに、本市のイメージ、ブランド力の向上を図ります。

- ①新しい産業の育成・支援
- ②起業・創業の支援
- ③ふじみ野ブランドの推奨

2 労働環境の改善と就労の促進

事業者に対して雇用促進を働きかけるとともに、関係機関と連携して就労支援を行います。さらに、労働相談を充実するとともに、事業者に対して労働環境の改善を働きかけます。

- ①就労の促進
- ②労働相談の充実
- ③福利厚生 の充実

3 農業の振興

農業基盤の整備や、農産物の高付加価値化など、農業経営の安定化を図るとともに、農業団体とも連携し、担い手の育成に努めます。「地産地消」を進め、生産から流通にいたる基盤の構築をめざします。

- ①農業基盤の整備
- ②地域との交流と流通の多様化の推進

4 商工業の振興

地域が一体となった中心市街地活性化への取組みを支援するとともに、既存事業所への支援など地域商業の活性化を支援します。また、新規産業の発展を促し、ものづくりの活性化を進めます。

- ①商工業の活性化
- ②事業所・企業などへの支援
- ③地域との交流促進

5 観光事業の推進

七夕まつりのさらなる発展と、おおい祭りなどとの相乗効果をめざします。観光スポットの整備、観光情報の提供を効果的に進めるとともに、「体験」にこだわった観光のあり方を研究していきます。

- ①観光事業の企画・推進

2 総合的な環境行政の推進

1 環境施策推進体制の整備

各種計画の総合的、計画的運用により、持続可能な発展を続けるまちの構築をめざします。環境意識を高める啓発活動の推進や、市民や市民団体、事業者が参加しやすい環境づくりに努めます。

- ①環境マネジメントシステムの推進
- ②環境基本計画の推進
- ③一般廃棄物処理基本計画の推進
- ④パートナーシップの形成
- ⑤総合的な環境学習の推進
- ⑥人材育成の推進

2 地球温暖化対策の推進

公共施設の省エネルギー化を推進するとともに、市内事業所や市民一人ひとりの省エネルギーへの取組みを促進するなど、全市規模で地球温暖化対策の活動に取り組みます。

- ①地球温暖化対策実行計画の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③新エネルギーの導入促進

3 循環型社会の推進

1 3R の推進

市民や事業者、市がごみ問題に協働して取り組む環境を構築します。また、廃棄物の発生抑制や再使用、再利用の活動の実践に向け、普及・啓発活動や情報提供、環境教育に努めます。

- ①ごみの発生抑制・再使用の推進
- ②分別収集の普及・啓発
- ③資源の再利用の推進

2 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理やリサイクルを推進するとともに、廃棄物を適正に処理するための施設を早期に整備し、安定的・効率的な運用を図ります。し尿処理施設のあり方を検討するとともに、施設の適正管理に努めます。

- ①一般廃棄物の適正処理
- ②し尿の適正処理

4 環境保全対策の推進

1 自然環境の保全

自然環境を市民共有の財産と位置づけ、緑地や水辺環境の保全を積極的に行います。また、環境学習などにより、自然保護や自然との共生の大切さを啓発していきます。

- ①緑の保全と活用
- ②水辺環境の保全と活用
- ③啓発活動の推進

2 生活環境の保全

事業所に対しては、関係機関と連携し、法令遵守の指導を徹底します。また、市民一人ひとりが地域環境に対して配慮し、生活環境の改善に取り組むよう、啓発活動を推進します。

- ①快適な生活環境の実現
- ②公害防止対策の推進

大綱
VI

個性輝く快適で魅力あるまちづくり
(都市基盤・生活基盤の分野)

都市と自然がバランスよく共存し、美しい景観を有する個性あるまちづくりを推進するとともに、だれもが安全で快適に暮らせるよう、バリアフリーに配慮しながら都市基盤や生活基盤を整備します。

また、効率的な土地利用を行うことにより、新市として一体的で個性あるまちづくりを推進します。



■施策の体系

1 快適で魅力ある都市空間の整備

① 適正な土地利用の推進

自然環境を活かしながら、市街地や農地との共生をめざした「都市計画マスタープラン」を策定します。関係者の意向を確認しながら、用途地域の見直しを検討し、地域特性を活かした適切な土地利用を誘導します。

- ①計画的なまちづくりの推進
- ②新たな土地利用の促進

② 都市拠点の整備

上福岡駅西口駅前広場と駅舎を結ぶ導線を改善するとともに、駅東口周辺の整備に向け、関係者と協議・交渉を進めます。また、区画整理事業や市街地の再開発などを通じ、都市拠点の整備・充実を図ります。

- ①駅周辺の整備
- ②市街地の整備

③ 景観に配慮したまちづくり

市街地の面整備が進む地区に対して、地区計画などを活用したまちづくりを進めるとともに、自然環境にも配慮した美しい街並みの形成に努めます。

- ①景観形成の推進
- ②屋外広告物の適正化

2 生活基盤の整備

① 水道水の安定供給

施設の適正な維持・管理、更新を行い、効率的で安全な水道水の供給に努めます。また、水道料金体系の見直しを行い、健全な上水道事業の運営をめざします。

- ①施設・設備の改修及び更新
- ②災害に強い施設整備
- ③効率的な事業の推進

② 下水道の整備

公共下水道の整備を進めるとともに、既存施設についても適切な維持・管理、老朽化した施設の更新を行います。また、地域特性に合った生活排水施設の整備を検討します。

- ①効率的な公共下水道事業の推進
- ②公共下水道の維持・管理
- ③生活排水施設の整備

③ 治水・浸水対策の推進

水路や排水施設の整備を進め、適切な維持・管理に努めます。また、河川整備を関係機関に働きかけるとともに、水路については市民及び市民団体との協働による維持・管理を行います。

- ①浸水対策
- ②河川整備

④ 公園・緑地の整備

地域の自然や歴史を尊重し、地域住民のニーズに対応した公園や緑地の整備、創出を進めるとともに、市民やNPO、事業者、行政の協働により身近な公園や緑地の管理を進めます。

- ①緑の基本計画の推進
- ②公園・緑地の維持・管理

⑤ 住環境の整備

快適で魅力ある居住空間づくりのために、市民及び開発業者・設計者などに対する啓発活動や指導を進めるとともに、密集市街地における生活道路の改良に努めます。

- ①良好な住環境の整備
- ②生活道路の整備

3 交通網の整備・充実

① 道路交通体系の整備

都市計画マスタープランを策定し、道路交通体系のビジョンを示します。広域幹線道路の整備・改良を、国や県に働きかけるとともに、未整備の街路を計画的に整備します。また、人にやさしい道路空間づくりを進めます。

- ①広域幹線道路の整備
- ②幹線道路の整備
- ③渋滞の解消

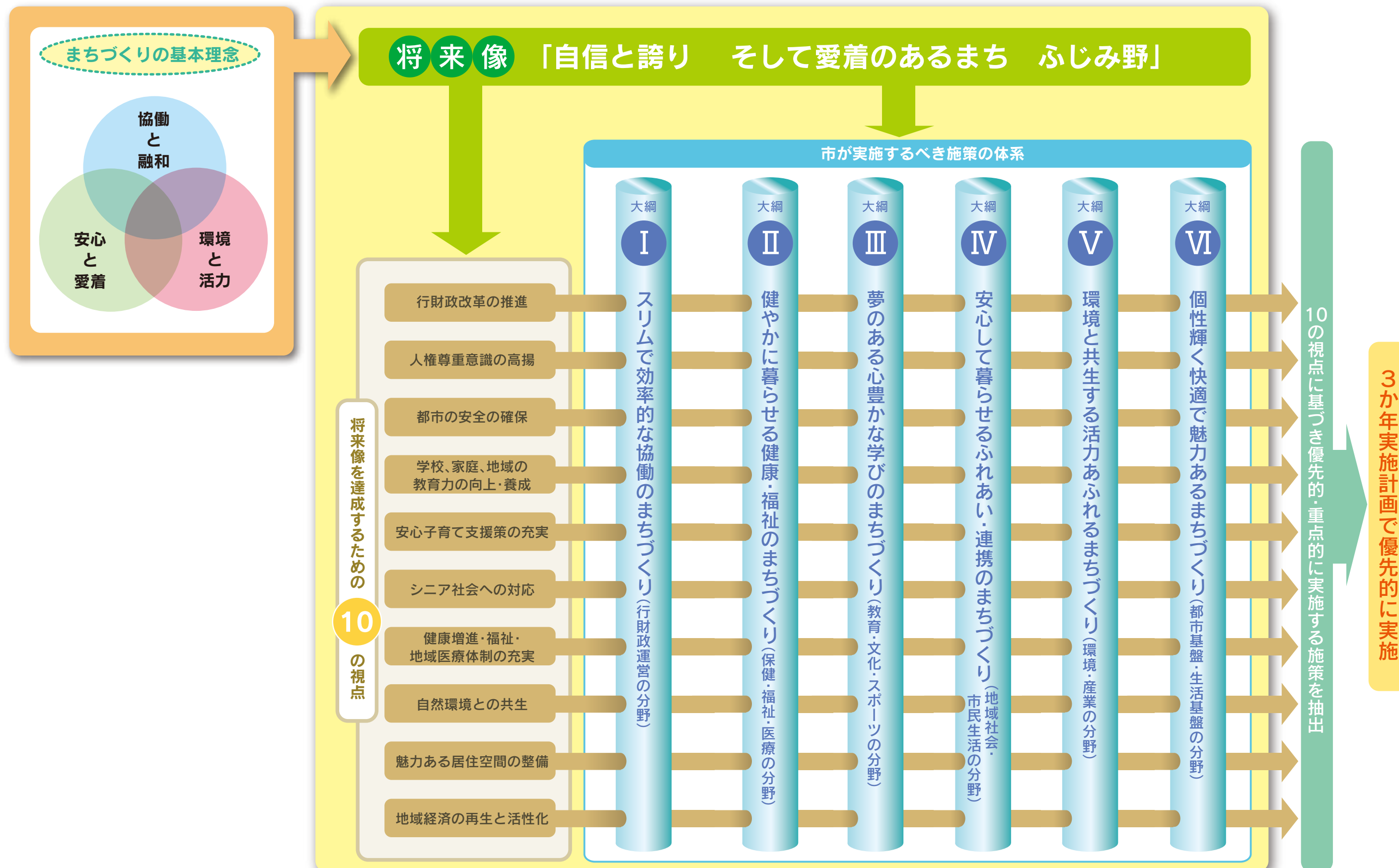
② 公共交通機関の充実

東武東上線の輸送力増強について、県などと連携し、事業者に働きかけていきます。また、バス事業者に対する増便や新規路線の開設を働きかけるとともに、民間路線の系統を考慮した循環バスのルート見直しなどを検討します。

- ①鉄道輸送の利便性の向上
- ②バス輸送の充実

計画の相関図

計画の相関図



計画の相関図